

Q

今月医療費が高額になったのですが、何か手当はありますか?

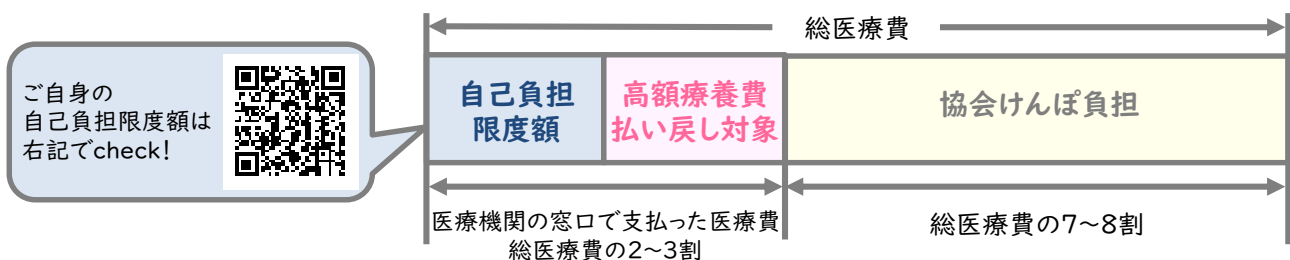


A

「高額療養費」を申請いただくと払い戻しを受け取れる可能性があります。

✓ 高額療養費とは?

1か月に医療機関の窓口で支払った医療費が、**自己負担限度額を超えた場合**、超えた金額が払い戻される制度です。
ただし、入院した時の差額ベッド代や食事代などの「保険外の負担分」は対象にはなりません。



✓ 同月に受診した医療費は、すべて合算できますか?

70歳未満の加入者の方は、一つの医療機関で**21,000円を超えた**医療費のみ合算できます。その為、21,000円未満の医療費を合算し、自己負担限度額を超えたとしても払い戻しの対象にはなりません。

ただし、**70~74歳**の加入者の方は**すべて合算**することができます。

→詳しくは

山梨支部のQ&A「家族も同じ月に病院を受診しました……」をチェック!



✓ 複数月申請がある場合はどうしたらいいの?

受診月(1か月)毎に、申請書1部(1~2ページ目)を記入ください。
申請書1部に対して、複数月まとめた記入・申請はできませんのでご注意ください。

✓ 月をまたいで入院した場合はどうなりますか?

月をまたいで入院の場合、支払額を**受診した月毎に分けての申請**になります。
その為、入院費の総額が自己負担限度額を超えていても、月毎に見ると対象にならないケースもあります。